

一人で悩まないで・・・
ハラスメント相談員が真摯に話をお聴きします！

ハラスメント相談員はあなたの立場に立って相談に応じます。

- ハラスメント相談の申し込みには二通りあります。
 - ①WEB上の「相談窓口」に、以下のQRコードを使って入り、相談内容等を記入して申し込む。その後、希望する相談員、あるいは、相談内容や性別等を考慮して選んだ相談員との面談について連絡します。
 - ②直接、相談員の研究室等を訪問し、相談する。所属学部・学科の相談員でなくてもかまいません。
- ハラスメント相談員は、相談者の名誉やプライバシーを堅く守ります。安心してご相談ください。

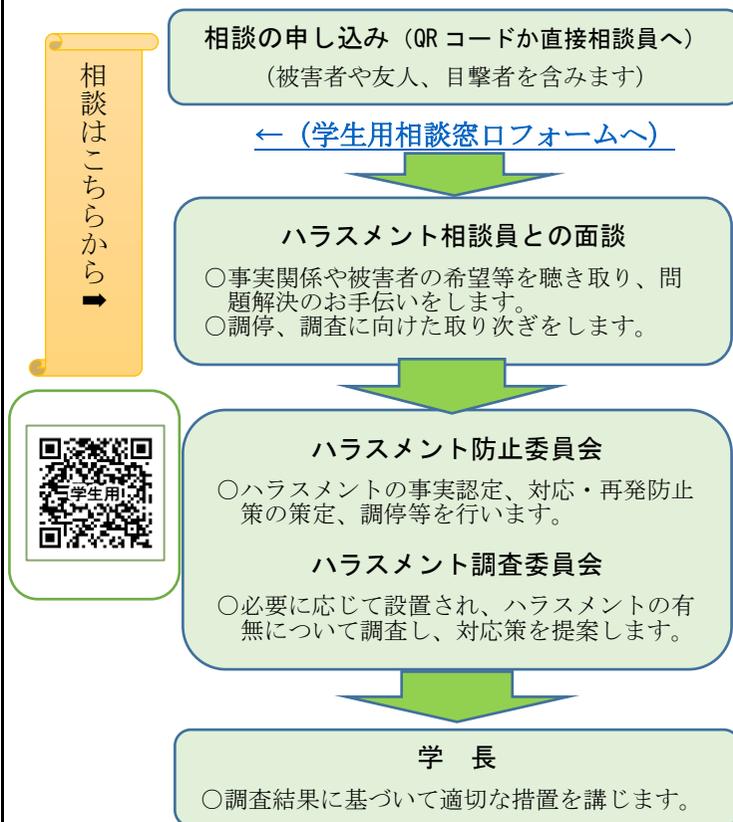


ハラスメントに対する措置等

- ハラスメント相談員は、公正・中立の立場から、どのような事実があったのか、被害者とされる人が何を望んでいるのか等、相談者の声をしっかりと聴き取ります。
- ハラスメントの被害者とされる人に対しては、相談中・調査中であっても可能な限り最善の救済が与えられるよう努力します。相談したことによって不利益を受けることがないようにいたします。
- ハラスメント相談員は、相談内容を踏まえて、関係する学部長・学科長等と連携・協働して指導又は助言等を行います。
- ハラスメント相談員及び学部・学科では解決できないか、あるいは被害者救済及び再発防止のための全学的な対処が必要と判断した場合は、相談者の了承を得てハラスメント防止委員会委員長に報告します。ハラスメント防止委員会には必要に応じて関係学部・学科等に対して被害拡大防止措置を講じます。また、事実関係の調査が必要な場合にはハラスメント防止委員会委員長はハラスメント調査委員会を設置し調査を行います。
- ハラスメントの事実が認められた場合、加害者には対応の厳しい態度で臨みます。



ハラスメント相談の基本的な流れ



ハラスメント相談員

(学部学科を問わず次の相談員に相談できます)

現代生活学部 講師	山崎 真未
子ども学部 講師	廣畑 まゆ美
国際教養学部 講師	佐々木 真帆美
総合生活学科 講師	森田 裕之
保育学科 准教授	岡本 美幸
情報ビジネス学科 助教	脇坂 基徳

お互いの人権と尊厳を尊重する

ハラスメントのない
キャンパスを
(学生用リーフレット)



中国学園大学・中国短期大学は、すべての学生及び職員が個人として尊重され、平等かつ安心できる教育・研究・職場環境のもとで学習・勤務できるようにすることが責務だと考えています。

中国学園大学・中国短期大学は、ハラスメント防止委員会を中心に、ハラスメントが生じないように予防に取り組み、また、ハラスメントが生じた場合は被害者の保護・救済及び事態の改善、さらに教育・研究環境の確保に努めます。



中国学園大学・中国短期大学

お互いの人権・人格を尊重しあい 快適な環境を維持するために

ハラスメントとは？

中国学園大学・中国短期大学におけるハラスメントとは

「セクシュアル・ハラスメント」
「アカデミック・ハラスメント」
「パワー・ハラスメント」
「その他のハラスメント」

を言います。

ハラスメントをしないために

- ・個人の尊重という人権保護の基本を理解し、お互いの人格を尊重しあいましょう。
- ・すべての構成員は、お互いが大切なパートナーであるという意識を持ちましょう。
- ・修学上の、あるいは職務上の上位の人は、自らの言動の持つ影響力を自覚し、常に相手への配慮を保ちましょう。
- ・指導する立場にある人は、ハラスメントが研究する権利や教育を受ける権利、良好な環境で就労する権利などを侵す人権侵害行為であることを認識し、研究・教育の本来のあり方を踏み外すことのないよう、また、自らの言動が誤解を招かないように日頃から周囲と十分なコミュニケーションをとり、相互の信頼関係を保つよう心がけましょう。

被害にあったとき、 被害にあっている人を見たときには

- ・ハラスメントの被害にあったときは、一人で悩まないで、友人や家族、同僚など信頼できる周囲の人、大学・短大のハラスメント相談員に相談してみましょう。
- ・なるべく記録を残しましょう。「いつ、どこで、誰から、どのようなことをされたか」などを記録しておきましょう。もし、証言してくれそうな人がいるならば、証言を依頼しておくことが望まれます。
- ・自分の周囲でハラスメントにあっている人がいたら勇気を出して助けてあげましょう。証人になったり、ハラスメント相談員のところへ行くときには同行してあげましょう。

これらの言動はハラスメントになり得ます！

セクシュアル・ハラスメント

- ・聞くに堪えない下品でみだらな冗談を交わす。
- ・性的な経験や性生活について質問する。
- ・性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とする。
- ・ヌードポスターなどを研究室等に貼る。
- ・酒席で、お酌、デュエットなどを強要する。
- ・身体をしつこく眺め回す。
- ・研究指導を口実に食事やデートにしつこく誘う。
- ・性的な内容の電話をかけたたり、性的な内容の手紙・メールを送る。
- ・「男のくせに根性がない」「女には仕事は任せられない」など固定的な役割意識に基づく発言をする。
- ・「男の子、女の子」「僕、坊や、お嬢さん」「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする。
- ・女性であるというだけで、研究室等のお茶くみ、掃除、受付などを強要する。
- ・性的指向や身体的特徴についてからかう。

アカデミック・ハラスメント

- ・正当な理由なく研究・教育上の指導を一切行わない。
- ・正当な理由なく、文献・図書や研究機器類を使わせないことで、研究の遂行を妨害する。
- ・プライベートな行動につきあうことや送り迎えを強要する。
- ・正当な理由なく就職活動を禁止する。
- ・客観性、公平性に欠ける成績評価を行う。
- ・論文や研究について「見るのは時間の無駄だ」「よくこの大学に入れたな」などと侮辱する。
- ・学生が出したアイデアを使って、本人の同意を得ずに論文を書いたり、筆頭著者となる。
- ・正当な理由なく、面談等直接的なコミュニケーションを拒否する。
- ・特定の学生に対して指導を拒否したり、侮辱的なことばを発する。

パワー・ハラスメント

- ・正当な理由なく職務上の指導を一切しない。
- ・正当な理由なく仕事を与えない。
- ・休暇の申請を不当に認めない。
- ・退職や転職を強要する。
- ・本人が希望しているにも関わらず、退職を認めない。
- ・業務の指導の範囲を超えて、相手の人格を傷つけ、人権を侵害するような言動を行う。
- ・虚偽の噂を流したり、怪文書を配るなど不当に人格や地位を下げさせる行動をする。
- ・職務上知り得た部下や同僚の個人情報を不当に他の教職員に告げて回る。
- ・人前で、些細なミスについてしつこく問い詰める。



その他のハラスメント

- ・育児や介護のための休学について「休みを取るなら指導できない」などと言う。
- ・妊娠して、育児休業等を考えている人に対して「え？妊娠したのに仕事辞めないの？」と言う。
- ・「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだ」などと言う。
- ・会食・宴会の場でお酒を強要する。
- ・相手の同意を得ることなく、インターネット上に他人の写真や居場所を公開する。
- ・仲間外れにしたり無視するなど陰湿な精神的いじめ、嫌がらせをする。
- ・出身、国籍、宗教、障害、年齢等による差別をしたり、人権侵害を行う。
- ・性的指向や性自認に関連した差別やいじめ、暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせ、望まない性別での学校生活・職場での強制異動、解雇などを行う。